



目 次

告 示	ページ
○平成30年度准看護師試験の実施 (医療政策課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	2
○漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止 ( " )	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	3
○公共測量の作業期間の変更の通知 (用地対策課)	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

告 示

高知県告示第868号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成30年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成30年11月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成31年2月8日（金）午後1時から

(2) 場所

高知市朝倉己825-5 高知県看護協会会館  
高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ

2 受験願書の提出期間

平成31年1月4日（金）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成31年1月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (1) 受験願書（県所定の様式によること。）

(2) 履歴書（県所定の様式によること。）

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書

修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成31年2月28日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該当する者

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認められたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成31年3月8日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成30年12月14日（金）までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第869号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年11月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則

(2) 届出者の住所

高知市高須一丁目5番30号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア よどやドラッグ須崎店

須崎市大間東町4-37

イ よどやドラッグ南金田店

高知市南金田39番ほか

ウ よどやドラッグ一宮店

高知市一宮中町三丁目1757番1ほか

エ よどやドラッグ高須店

高知市高須一丁目987-1ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁目28番30号

（変更後）

小売業者名	代表者名	住所
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 文則	高知市高須一丁目5番30号

(5) 変更年月日

平成27年4月1日

(6) 変更理由

代表者及び所在地の変更のため

2 届出年月日

平成30年10月16日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

- 高知県商工労働部経営支援課  
須崎市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第870号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年11月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称  
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
  - (2) 届出者の住所  
高知市高須一丁目5番30号
  - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
よどやドラッグ土佐道路店  
高知市朝倉字勝負ノ川甲491番1ほか
  - (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ土佐道路店	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ土佐道路店	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午前零時30分まで
  - (5) 変更年月日  
平成30年11月1日
  - (6) 変更理由  
来客の利便性向上等のため
- 2 届出年月日  
平成30年10月16日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第871号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年11月9日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分  
窪津漁業協同組合の地区  
小型合併漁業

**高知県告示第872号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の一定の水域を次のとおり定め、平成25年12月高知県告示第732号（漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）は、廃止する。

平成30年11月9日

高知県知事 尾崎 正直

漁業災害補償法第114条に掲げる養殖業

- (1) 小割り式魚類養殖業  
加入区名称 漁場の区域
- びしゃご嶮加入区 区第3,001号の漁業権の漁場の区域
- くじら嶮加入区 区第3,002号の漁業権の漁場の区域
- 手結加入区 区第3,003号の漁業権の漁場の区域
- 手結岬加入区 区第3,004号の漁業権の漁場の区域
- 新居加入区 区第3,005号の漁業権の漁場の区域
- 沖防波堤前加入区 区第3,006号の漁業権の漁場の区域
- 古波止第1加入区 区第3,007号の漁業権の漁場の区域
- 古波止第2加入区 区第3,008号の漁業権の漁場の区域

- 小宇津賀加入区 区第3,009号の漁業権の漁場の区域
- 光松加入区 区第3,010号の漁業権の漁場の区域
- 長迫小網代加入区 区第3,011号の漁業権の漁場の区域
- 苦木加入区 区第3,012号の漁業権の漁場の区域
- 大鹿千族加入区 区第3,013号の漁業権の漁場の区域
- 下がり木加入区 区第3,014号の漁業権の漁場の区域
- 上浦場西加入区 区第3,015号の漁業権の漁場の区域
- 玉目加入区 区第3,016号の漁業権の漁場の区域
- 入戸南加入区 区第3,017号の漁業権の漁場の区域
- 戸島（ガラク）加入区 区第3,018号の漁業権の漁場の区域
- 区 区第3,019号の漁業権の漁場の区域
- 中の島加入区 区第3,020号の漁業権の漁場の区域
- 大谷白浜加入区 区第3,021号の漁業権の漁場の区域
- 大室戸加入区 区第3,022号の漁業権の漁場の区域
- 小室戸加入区 区第3,023号の漁業権の漁場の区域
- 馬の背加入区 区第3,024号の漁業権の漁場の区域
- 勢井湾中央加入区 区第3,025号の漁業権の漁場の区域
- 安和加入区 区第3,026号の漁業権の漁場の区域
- 双名島加入区 区第3,027号の漁業権の漁場の区域
- 上ノ加江加入区 区第3,028号の漁業権の漁場の区域
- 弁天崎加入区 区第3,029号の漁業権の漁場の区域
- 上川口加入区 区第3,030号の漁業権の漁場の区域
- 越小刈谷加入区 区第3,031号の漁業権の漁場の区域
- 古満目加入区 区第3,032号の漁業権の漁場の区域
- 兼山神社下加入区 区第3,033号の漁業権の漁場の区域
- 赤鯉崎前加入区 区第3,034号の漁業権の漁場の区域
- 溜所加入区 区第3,035号の漁業権の漁場の区域
- 蜂の巣浜加入区 区第3,036号の漁業権の漁場の区域
- 越戸加入区 区第3,037号の漁業権の漁場の区域
- 向かいの浜沖加入区 区第3,038号の漁業権の漁場の区域
- 高望加入区 区第3,039号の漁業権の漁場の区域
- 橘浦立嶮加入区 区第3,040号の漁業権の漁場の区域
- 中崎の鼻加入区 区第3,041号の漁業権の漁場の区域
- タナの下加入区 区第3,042号の漁業権の漁場の区域
- 椎ノ浦加入区 区第3,043号の漁業権の漁場の区域
- 区第3,044号の漁業権の漁場の区域
- 区第3,045号の漁業権の漁場の区域
- 区 区第3,046号の漁業権の漁場の区域
- 区第3,047号の漁業権の漁場の区域
- 赤崎沖加入区 区第3,048号の漁業権の漁場の区域
- 龍ヶ迫長浜加入区 区第3,049号の漁業権の漁場の区域
- 田土加入区 区第3,050号の漁業権の漁場の区域
- 小筑紫立嶮加入区 区第3,051号の漁業権の漁場の区域

立石加入区	区第3,052号の漁業権の漁場の区域
一切田加入区	区第3,053号の漁業権の漁場の区域
猩々嶮加入区	区第3,054号の漁業権の漁場の区域
白嶮沖加入区	区第3,055号の漁業権の漁場の区域
弘浦加入区	区第3,056号の漁業権の漁場の区域
内外ノ浦前加入区	区第3,057号の漁業権の漁場の区域
小筑紫宿毛湾中央第1加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし（以下同じ。）、イ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ130メートルの点をdとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ151メートルの点をiとし（以下同じ。）、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ130メートルの点をjとし（以下同じ。）、アa、ai、dj及びjアの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第2加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし（以下同じ。）、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ805メートルの点をgとし（以下同じ。）、ab、bg、dj及びiaの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第3加入区及び小筑紫宿毛湾中央第7加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、イ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし（以下同じ。）、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの方向へ365メートルの点をfとし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ130メートルの点をhとし（以下同じ。）、bc、cf、eh及びgbの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第4加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちci、id、dj及びf cの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第5加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちjd、ai、iカ及びカjの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第6加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちjd、bg、eh、hオ、oi及びiaの6直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうち

8加入区	ちjd、de、eh及びf cの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第9加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちhe、bg、gエ及びエhの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第10加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちhe、cf、fg及びgbの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第11加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域のうちhe、eウ、uf及びf cの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央沖加入区	区第3,059号の漁業権の漁場の区域
新大島宿毛湾中央加入区	区第3,060号及び区第3,061号の漁業権の漁場の区域
咸陽島加入区	区第3,062号の漁業権の漁場の区域
久万端加入区	区第3,063号の漁業権の漁場の区域
桐島南加入区	区第3,064号の漁業権の漁場の区域
大藤島南第1加入区	区第3,065号の漁業権の漁場の区域
大藤島南第2加入区	区第3,066号の漁業権の漁場の区域
大藤島南第3加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域
大藤島南第4加入区	区第3,068号の漁業権の漁場の区域
大藤島松ヶ鼻加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域
桐島東加入区	区第3,070号の漁業権の漁場の区域
桐島西ノ鼻加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域
母島加入区	区第3,072号の漁業権の漁場の区域
（2）小割り式くろまぐろ養殖業	
加入区の名称	漁場の区域
くろまぐろ手結山沖加入区	区第3,301号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ中の島加入区	区第3,302号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ兼山神社下加入区	区第3,303号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ赤鯉崎前加入区	区第3,304号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ一切くえ嶮加入区	区第3,305号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ蜂の巣浜及び越戸加入区	区第3,306号及び区第3,307号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ橘浦立嶮加入区	区第3,308号の漁業権の漁場の区域
くろまぐろ弦場鼻加入区	区第3,309号の漁業権の漁場の区域
<b>高知県告示第873号</b>	

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。	
平成30年11月9日	高知県知事 尾崎 正直
1 届出事項	
（1）発起人の住所及び氏名	
安芸市	三 宮 順 三
〃	三 宮 健 康
〃	本 田 淳
（2）加入区の名称	
伊尾木・川北加入区	
（3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調査の縦覧	
（1）縦覧期間	
平成30年11月9日から同月23日まで	
（2）縦覧場所	
高知県漁業協同組合穴内支所事務所	
<b>高知県告示第874号</b>	
平成29年10月高知県告示第694号（公共測量の実施の通知）（平成30年6月高知県告示第554号（公共測量の作業期間の変更の通知）による変更の通知後のものをいう。）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を平成30年9月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。	
平成30年11月9日	高知県知事 尾崎 正直
1 作業種類	
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）	
2 作業期間	
（変更前）	平成29年10月16日から平成30年8月31日まで
（変更後）	平成29年10月16日から平成30年12月28日まで
3 作業地域	
幡多郡黒潮町の一部	
-----	
<b>公 告</b>	
-----	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。	
平成30年11月9日	

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年10月10日 30高都計第352号	吾川郡いの町枝川字 椎原3211番1	高知市知寄町二丁目1番37号 株式会社コウシヨクホールディングス 代表取締役 山崎 広起